

神崎市小学校オンライン英語レッスン業務委託
公募型プロポーザル実施要領

神崎市教育委員会 学校教育総務課
平成30年6月

目 次

1 目的	p 1
2 業務概要	p 1
3 参加資格	p 1
4 公募、手続等の閲覧及び事務局	p 2
5 参加表明書の提出	p 2
6 参加資格の審査方法及び結果の通知	p 2
7 企画提案書の提出	p 3
8 企画提案の審査方法及び結果の通知	p 3
9 失格条項	p 4
10 契約の締結等	p 4
11 留意事項	p 4
別紙 評価項目	p 5

1 目的

本業務は、神埼市の小学校及び中学校の9年間にわたる英語教育において、グローバル化社会に対応するため、小学校5年生の児童を対象にICT機器を活用した外国人講師による1対1の個別オンライン英語レッスンを行うことで、聞く、話すに重点を置いた外国語科学習を実施するものである。

本要領は、公募型プロポーザル方式の実施によって、価格競争のみならず、企画力、技術力、専門性、実績等を勘定し、総合的な見地から判断して、質の高い安定した英語の授業を提供できる事業者を選定するため、その手続きに必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

神埼市小学校オンライン英語レッスン業務委託

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

別紙 仕様書のとおり

(5) 見積限度額

3,718,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度の神埼市入札参加資格登録を受けている者（以下「指名登録業者」という。）であること。ただし、指名登録業者でない者であっても、プロポーザル参加表明書提出要領に記載している書類と併せて「神埼市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（平成18年3月20日 規程第24号）」に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (3) 指名登録業者にあつては、プロポーザル参加表明書提出要領に基づく書類を提出した者で資格を有すると認められる者は参加できるものとする。
- (4) 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

- 第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
(7) 国税・都道府県税・市区町村税を滞納していない者であること。

4 公募、手続等の閲覧及び事務局

- (1) 申請手続等に関する資料の閲覧場所
神崎市公式ホームページに掲載 URL <http://www.city.kanzaki.saga.jp/>
- (2) 閲覧期間
平成30年6月7日（木）から平成30年7月31日（火）までとする。
- (3) 事務局
本プロポーザルの事務局（以下「事務局」という。）は、次のとおりとする。
〒842-8502
佐賀県神崎市千代田町直島166番地1（千代田支所内）
神崎市教育委員会事務局 学校教育総務課
TEL：0952-44-2296（直通）
FAX：0952-44-2152

5 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
別添「プロポーザル参加表明書提出要領」による。
- (2) 提出部数
正本1部 副本3部（複写可）
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし提出期間内必着とする。
- (4) 提出期間
平成30年6月7日（木）から平成30年6月19日（火）までとする。
- (5) 提出場所
事務局とする。

6 参加資格の審査方法及び結果の通知

- (1) 審査方法
神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。
- (2) 審査結果の通知
審査の結果は、プロポーザル参加表明書提出要領に基づく書類を提出した者すべてに通知する。
- (3) 異議申し立て
審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

7 企画提案書の提出

参加資格の審査結果にて「資格を有する」と回答を受けた者（以下「提案者」という。）は、企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

別添「プロポーザル企画提案書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本10部（複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(4) 提出期間

平成30年7月上旬から平成30年7月20日（金）まで（予定）

なお、上記期日は予定のため提案者には提出期日等を記載して通知する。

(5) 提出場所

事務局とする。

8 企画提案の審査方法及び結果の通知

企画提案の審査は、評価部会設置要領に基づき組織する評価部会（以下「評価部会」という。）が行うものとする。

(1) 審査方法

提案者より提出された企画提案書を基に、評価部会がプレゼンテーション審査及びヒアリングを行い、次項の審査基準を勘案して採点するものとする。採点表に点数を付けた後、集計を行い、順位を決定する。

(2) 審査基準

審査項目は別紙「評価項目」のとおりとする。

(3) 審査期日

平成30年7月下旬（予定）

なお、上記期日は予定のため提案者には期日、時間、スケジュール等を通知する。

(4) 審査結果の通知

提案者に個別に通知する。

(5) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(6) 留意事項

① 既に提出した企画提案書のみを使用してプレゼンテーションを行うこと。追加資料の提出は一切認めない。

② プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者が準備すること。

③ 参加人数は、3名以内とする。なお、模擬授業等を行う場合は、説明者を入れて5

名以内とする。

- ④ 欠席の場合は、受注意思がないものとみなす。ただし、交通機関の事情等、真にやむを得ない理由により欠席又は遅刻する場合は、事務局へ連絡すること。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、そのプロポーザルは無効とする。

- (1) 審査に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書を複数提出した場合
- (4) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (5) 留意事項に違反した場合
- (6) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず、本プロポーザルの内容を満たしていない場合
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの期間中に本業務及び関連業務に関する営業活動を行った場合
- (9) その他、市長が本要領に違反すると認めた場合

10 契約の締結等

(1) 契約の方法

審査の結果、最高得点の提案者を受託候補者として、随意契約の交渉を行うものとする。ただし、最高得点の提案者と契約締結ができない場合は、「8 企画提案の審査方法及び結果の通知」で順位付けした提案者の順に契約交渉を行うものとする。

(2) 契約の手続き

神埼市財務規則（平成18年3月20日 規則第42号）に基づき、見積金額の範囲内で行うものとする。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、提案者がすべて負担するものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書の変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更の内容について、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、返却しない。ただし、参加表明書及び企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。なお、本プロポーザルの審査及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、保存、複製及び記録及び保存を行う。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、辞退届（様式第8号）を事務局に提出すること。

[別紙] 評価項目

評価項目
1 本業務に対する基本的な考え方
① 本業務を実施するにあたり、事業目的を反映させた提案となっているか。
2 実施体制及び支援体制
① 過去の同種業務（義務教育課程における）又は類似業務（教育現場における）の実績は十分であるか。
② 本業務の実施にあたり、十分な実施体制（管理者を中心とした全体管理、教材作成、英会話提供、現地スタッフの運営管理、通信ソフトの保守など）を有しているか。
③ 従事者の欠員、システムの不具合等のトラブルに対する対応などに十分に対処できる体制を有しているか。
④ 学校からの要望、キャンセル等の計画変更に対応できる体制を有しているか。
3 外国人講師の資質
① 講師の採用基準や選定方法（書類選考、面接、技能試験等）は的確か。
② 講師の研修の履修状況が示され、十分に研修を受けた講師の配置が可能か。
③ 優れた英語指導力を持ち日本文化にも理解があるか。
④ 児童の学習能力・習熟度などに応じた対応及び特別支援児童向けの対応もできるか。
⑤ 国際教授資格TESOLなど英語関係の資格を保有する講師であるか。
4 妥当性と実現性
① 本業務の実施にあたり、学校の実態、児童の実態を考えているか。
② 小学校5年生のカリキュラム及び外国人講師の授業体制を組むことができるか。
③ 新学習指導要領の実施に向けた取り組みなど、国の教育政策を反映させた提案ができるか。
④ 通信ソフトの通信障害が発生した場合、障害対応が的確かつ迅速に行われるか。
⑤ 本市のネットワーク環境による障害が想定される場合のサポート体制についても構築されているか。
⑥ 本業務の見積金額は適正であるか。
5 企画提案力
① 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、内容の補完や質問に対する説明が明快で的確であるか。
6 総合評価
1～5を総合的に勘案し、本業務に適しているか評価する。